

秋田公立美術大学再入学に関する規程

平成25年4月1日

規程第95号

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田公立美術大学学則（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第1号。以下「学則」という。）第29条に規定する再入学に関し、必要な事項を定めるものとする。

(出願手続)

第2条 再入学を志願する者は、次に掲げる書類に入学検定料を添えて、学長が別に定める日までに提出しなければならない。

(1) 再入学願書 本学所定の様式により、本人が作成したもの

(2) その他選考上必要とするもの

(再入学の選考)

第3条 再入学の願い出があったときは、入試委員会の委員の中から学長が指名する委員によって構成される再入学選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置し、選考を行う。

2 選考委員会は、再入学願書、在学時の成績、退学の理由などを審査し、面接による選考を行う。

(再入学の決定)

第4条 再入学の決定は、前条の選考の結果に基づき、教授会の意見を聴いて、学長が行う。

2 学長は、前項の結果を再入学を志願した者に文書をもってより通知するものとする。

(再入学手続)

第5条 再入学の決定通知を受けた者は、所定の期日までに、所定の書類に入学料を添えて、再入学手続を行うものとする。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に再入学を許可する。

(再入学の時期)

第6条 再入学の時期は、本学の学期の始めとする。ただし、特別の事情

があると認められる場合は、この限りではない。

(既修得単位の認定および在学期間)

第7条 再入学した者の既修得単位の認定および在学すべき年数については、学則第30条第1項の規定により、学長が決定する。

(再入学年次)

第8条 再入学年次は、退学時又は除籍時の年次とする。ただし、学長は、前条で認定した単位数により退学時の年次に再入学させることが適当でないと認められる者については、相当年次に再入学させることができる。

(授業料等)

第9条 再入学した者の授業料の額は、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

2 再入学した者は、所定の授業料等を指定の期日までに納付しなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日規程第4号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。